（貸借対照表等の附属明細書）

第百五十六条　附属明細書には、計算書類に関する事項として、次に掲げる事項に応じて、当該各号に定める項目を表示しなければならない。

一～八　（略）

２　附属明細書には、計算書類に関する事項として、前項各号に規定するもののほか、主要な事業に係る資産及び負債の内容並びに品目別の取扱高その他の計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

３　（略）

（事業報告の附属明細書）

第百五十七条　附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）を表示しなければならない。

一　（略）

二　役員及び参事の兼職又は兼業の明細として次に掲げる事項

イ　他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営んでいる役員（信用事業実施組合を代表する理事、経営管理委員設置組合（法第三十四条の二第四項（法第九十二条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下同じ。）の理事並びに組合の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）に限る。）及び参事の氏名

ロ・ハ　（略）

第百五十八条　（略）

２　（略）

３　組合が前項第一号ホ又は第二号ハに掲げる区分に属する事業を行っている場合には、その事業の種類ごとに区分を行うものとする。ただし、当該事業の事業収益、事業総利益又は資産の額の全てが少額であるときは、前項第一号ホ又は第二号ハに掲げる区分に属するその他の事業と一括して、適当な名称を付して記載し、又は記録することができる。

４　次の各号に掲げる組合の部門別損益計算書の表示方法については、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一　漁業協同組合及び水産加工業協同組合　別紙様式第二号㈢

二　経済事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会　別紙様式第五号㈢

第四節　決算書類の監査

第一款　通則

第百五十九条　法第四十条第五項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による監査については、この節に定めるところによる。

２　前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する監査のほか、決算書類に表示された情報と決算書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

（貸借対照表等の附属明細書）

第百五十六条　附属明細書には、決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。以下この条において同じ。）に関する事項として、次に掲げる事項に応じて、当該各号に定める項目を表示しなければならない。

一～八　（略）

２　附属明細書には、決算書類に関する事項として、前項各号に規定するもののほか、主要な事業に係る資産及び負債の内容並びに品目別の取扱高その他の決算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

３　（略）

（事業報告の附属明細書）

第百五十七条　附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）を表示しなければならない。

一　（略）

二　役員及び参事の兼職又は兼業の明細として次に掲げる事項

イ　他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営んでいる役員（信用事業実施組合を代表する理事、経営管理委員を置く組合の理事並びに組合の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）に限る。）及び参事の氏名

ロ・ハ　（略）

第百五十八条　（略）

２　（略）

３　組合が前項第一号ホ又は第二号ハに掲げる区分に属する事業を行っている場合には、その事業の種類ごとに区分を行うものとする。ただし、当該事業の事業収益、事業総利益又は資産の額のすべてが少額であるときは、前項第一号ホ又は第二号ハに掲げる区分に属するその他の事業と一括して、適当な名称を付して記載し、又は記録することができる。

４　次の各号に掲げる組合の部門別損益計算書の表示方法については、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一　漁業協同組合及び水産加工業協同組合　別紙様式第一号㈢

二　経済事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会　別紙様式第四号㈢

第四節　決算書類の監査

（新設）

（通則）

第百五十九条　法第四十条第五項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による監査及び法第八十四条の三第八項の規定による監査の意見については、この節に定めるところによる。

２　前項に規定する監査には、決算書類に表示された情報と決算書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。